一　租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第四項及び第七項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合の指定に関する基準を廃止する件　一　65　六九

○内閣府、経済産業省

○公正取引委員会、消費者庁

二　単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一　65　六九

三　泡盛の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　一　65　七一

四　ウイスキーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　五　69　九

五　洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　五　69　一二

六　果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　五　69　一三

七　凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二六　四

○国家公安委員会

一六　皇宮警察本部に置かれる護衛署の名称、位置および管轄区域の一部を改正する件　一　特8　二三

一七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から住所等の変更の届出があった件　二　二

一八　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　一二　75　九

一九　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　一九　81　一四

○警察庁

一　警察庁の保有する行政文書の開示に係る権限及び事務を委任する件及び警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件の一部を改正する件　一　特8　二四

○金融庁

二〇　保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件　一　四

二一　銀行持株会社の認可の失効に係る告示　一　四

二二　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一　五

二三　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件　三　二

二四　保険業法第二百九条の規定による届出に関する件　四　一

二五　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　九　二

二六　保険業法施行規則の規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件等の一部を改正する件　一七　79　一

二七　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二四　四

二八　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　二五　二

二九　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十一項第五号及び第十二項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の八又は第二十一号の九に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件の一部を改正する件　二五　二

三〇　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件　二六　五

三一　金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件　二六　六

○金融庁、法務省、財務省

三　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一八　80　一

○消費者庁

二　適格消費者団体を公示する件　二五　四

○総務省

一六九　オブジェクト識別子構成要素値を指定した件　一　五

一七〇　元売業者の指定を取り消した件　一　五

一七一　登録証明機関の技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件　一　五

一七二　地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件　一　五

一七三　平成三十一年度地方債同意等基準を公表する件　一　65　七三

一七四　平成三十一年度地方債計画を公表する件　一　65　八〇

一七五　平成三十一年度地方債充当率を公表する件　一　65　八一

一七六　地方税法施行規則第九条の三第二号及び第十五条の十第二号に規定する総務大臣が定める割合を定める件　一　65　八五

一七七　地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　一　65　八七

一七八　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一　65　八七